

時効中断効の付与に関するこれまでの議論の整理

< 法制のイメージを示す前提として、なお議論を深めるべき論点 >

個別労働紛争解決促進法タイプの時効中断の効果を付与するためには、

- a) どのような要件が必要となるのか（現行制度との整合性、当事者保護）。
- b) 事後・事前確認方式の下での制度導入の実現可能性はあるのか（予測可能性、立証可能性）。

とは異なるタイプの効果（催告タイプ）を事後確認方式によって付与することは考えられないか（第 24 回検討会における委員意見）。

・ 個別労働紛争解決促進法タイプ

1. 効果

ADR 手続上の請求を裁判上の請求に準ずるものと捉え、ADR において最終的解決に至らない場合に、手続の終了から 1 ヶ月以内に訴えを提起することを条件として、ADR 申立ての時点で訴えの提起があったのと同様に取り扱う（ADR の申立てに訴え提起の効力を遡及して付与する。 ）。

2. 要件（次の要素を具体化したもの）

- （1）ADR が実効性のある紛争解決機能を有すると評価されるものであること（評価する際に考慮すべき要素）

紛争の内容及び手続の種類に応じて必要な知識及び経験を有する主宰者
の下で行われる手続であること

主宰者が、当事者双方の主張を見極め、必要に応じて、参考人からの意見聴取や解決案の提示を行うことなどにより、公正かつ適確に紛争を解決する手続であること

紛争解決の見込みがないと認められるとき（一方当事者の非協力、手続進行に関する両当事者の意見の不一致、主宰者が示した解決案の不承諾等）は、主宰者の的確な判断により、手続が打ち切られること

（注）一部に「一定以上の期間をあけることなく第三者介在の下での和解交渉が行われ、終了後一定期間内に訴訟手続に移行することによって、ADR の手続と訴訟手続の連続性が認められてもよいのではないか」とする意見もあるが、第三者の介在があることのみで、実効性ある紛争解決機能を有するものと捉えることは、現行の時効制度の考え方
の下では、理論的な根拠が十分とはいえないものと考えられる。

- (2) A D R 手続上の請求が後続する裁判上の請求と同一性を有すること（請求の内容は A D R 申立時に特定されることを要する。）
- (3) 請求が相手方に到達したこと（相手方への到達は A D R 申立後遅滞なくされることを要する。）
- (4) A D R の手続の終了時点（ = 訴え提起までの期間の起算点 ）が明確であること

3 . 制度導入の実現可能性

(1) 事後確認方式の下での制度導入の実現可能性

2 . の要素をどのように要件として具体化するにせよ、事後確認方式の下では、「実効性のある紛争解決機能を有するものと評価されるものであったこと」という評価を伴う要件を設定することとなる。また、A D R 提供者の懈怠等により、手続のいずれかの過程において時効中断効が付与されるための要件を欠くこととなる蓋然性も低くない。

このように、予測可能性及び立証可能性の確保が困難と考えられるので、事後確認方式の下での制度導入は困難と結論せざるを得ないのではないかと。

(2) 事前確認方式の下での制度導入の実現可能性

事前確認方式は、あらかじめ申請のあった A D R について、「実効性のある紛争解決機能を有する A D R と評価されるものであること」を公的に確認し（確認を受けた A D R であれば、個々の手続が実効性のある紛争解決機能を有するものであることが制度的に担保されていると考える。）^(注1)、確認を受けた A D R への申立てについては個別労働紛争解決促進法タイプでの時効中断効が付与される^(注2)というものである。

このように、事前確認方式の下であれば、当事者保護に欠けることなく、予測可能性及び立証可能性を確保することは可能と考えられる。

(注1) 確認基準及び確認手続については、なお検討を要するものの、別紙のような基準を設けることが考えられる。

(注2) 事前確認方式の下では、仮に、個々の手続の中に、実効性ある紛争解決機能を有するものと評価できないものがあつたとしても、時効中断効が発生しないということにはならない。

・催告タイプ

1．効果

民法153条は、催告（裁判外の請求）から6ヶ月以内に訴えを提起することを条件に、催告に時効中断効を付与しているが、ADRの手続における請求については、請求から訴え提起までの期間を民法所定の期間より長くする（ADRによって紛争解決を試みている状態にある間に時効完成が迫り、提訴を余儀なくされることに伴う支障を、一定期間（例えば、1年間）の猶予を設けることによって回避・軽減する。）。

ただし、手続が終了した場合には、1ヶ月以内に訴えを提起することを要する。

2．考えられる要件

（1）請求時には、次の合意があること

当事者間に、その請求についてADRの手続を開始して紛争解決を試みる旨の書面による合意があること（両当事者とも、いつでも、その合意を解除できることを要する。）

当事者双方と第三者の間に、その第三者を主宰者として特定の請求を目的としてADRの手続を行う旨の書面による合意があること（主宰者は、紛争解決の見込みがないと認めるときは、その合意を解除できることを要する。）

（2）（1）の合意に係る請求が相手方に到達したこと

（3）請求から一定期間以内に（相手方又は主宰者から手続を終了する旨（上記の合意を解除する旨）の確定日付のある証書による通知があった場合には、1ヶ月以内に）、裁判上の請求をしたこと

3．制度導入の実現可能性

催告タイプについては、時効制度との整合性についてなお検討を要するほか、制度導入の実現可能性の検討に当たっては、催告タイプは、個別労働紛争解決促進法と以下のような点で相違することに留意する必要がある（別図参照）。

（1）ADRの適格性を直接の要件とはしないこと

（2）3者間の合意を要するので、一方当事者によるADR申立てのみでは効果が発生しないこと

（3）提訴までの猶予期間が最長1年間（催告の所定期間プラス最長6ヶ月）に制限されること

期間の幅は例示

<考えられる確認基準>

一定の基準（紛争の内容及び手続の種類に応じて必要な知識及び経験を有する者の中から主宰者が選任されること等）に適合する主宰者の選任に関する規程が作成され、かつ、規程を確実に実施するために必要な措置が講じられていること

一定の基準（手続の開始・不開始の決定が遅滞なく行われること、主宰者が、当事者双方の主張を見極め、公正、適確かつ迅速な紛争解決に努めること、紛争解決の見込みがないと認められるときは、手続が打ち切られること等）に適合するADRの申立てから終了までの手続の進行に関する規程が作成され、かつ、規程を確実に実施するために必要な措置が講じられていること

一定の基準（申立ての受付時に請求の明確性が確保されること、手続を開始する旨と請求の内容が、遅滞なく、確実な方法により相手方に通知されること、手続の終了決定が、遅滞なく、確実な方法により当事者に通知されること、一件記録が作成され、保存されること等）に適合するADRの申立てから終了までの事務処理に関する規程が作成され、かつ、規程を確実に実施するために必要な措置が講じられていること

<考えられる確認手続>

ADR提供者（法人その他の団体又は個人）は、その業務として行うADRの全部又は一部について、上記の基準に適合する旨の主務大臣の確認を受けることができ、主務大臣は、確認をしたときは、その旨を公示する。

一定の事由（一定の犯罪歴のある者であること、確認の取消しを受けた者であること等）に該当する者は、の確認を受けることができない。

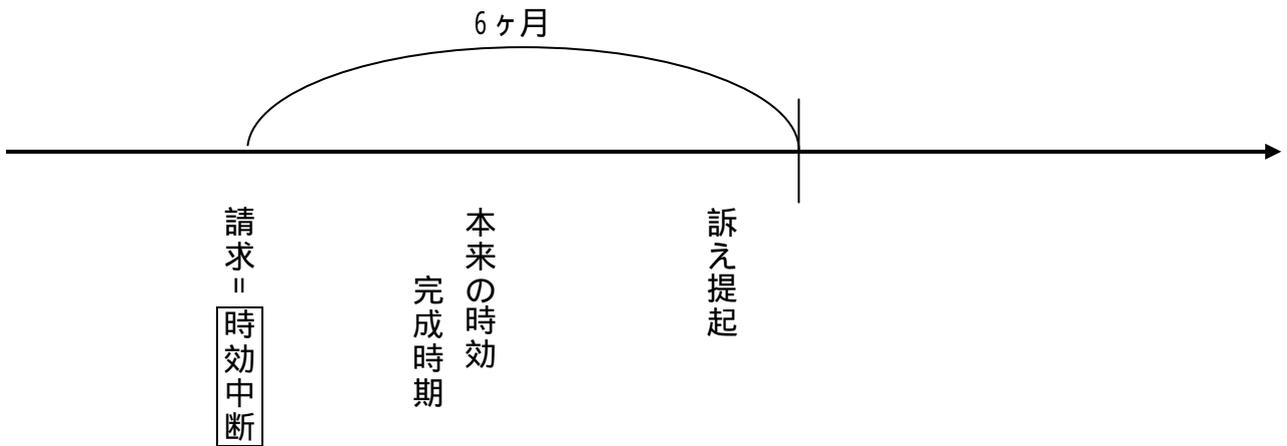
の確認を受けたADR提供者は、定期的に（例えば、毎年）確認に係るADRの業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

主務大臣は、確認制度の施行に必要な限度で、確認を受けたADR提供者に対して、報告徴求、質問検査、是正命令の権限を有する（所要の罰則規定も合わせて整備する）。

主務大臣は、の確認を受けたADR提供者が一定の事由（確認基準に適合しなくなったこと、の事由に該当することとなったこと、の是正命令に従わなかったこと等）に該当するときは、その確認を取り消すことができ、確認を取り消したときは、その旨を公示する。

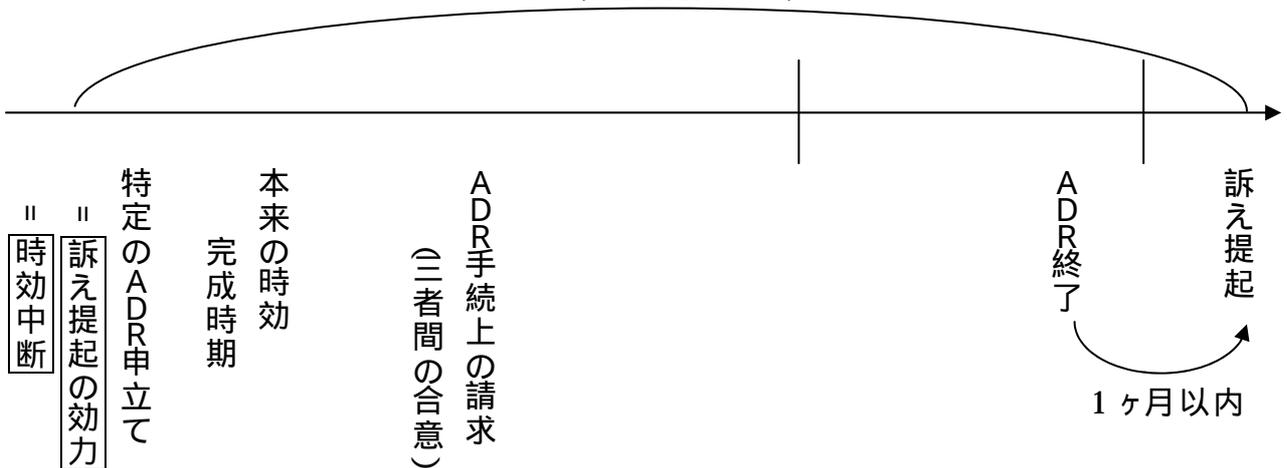
により確認を取り消されたADR提供者は、取消し前に申立てを受け、取消し時点でなお係属している事案の当事者に対し、その旨を通知しなければならない（確認取消しがあった時に開始されている手続に関しても、相手方への請求の到達が取消し前であれば、その手続の終了まで、確認はなお効力を有するものとすることを検討する。）

< 民法 153 条の催告 >



< 個別労働紛争解決促進法タイプ >

(期間制限なし)



(注) 民法 153 条の催告後 6 ヶ月以内に ADR を申し立てれば、申立ての時が本来の時効期間の満了後であっても時効中断の効力が発生し得る

< 催告タイプ >

6 + (6)ヶ月

